

Q4：特別支援学級及び通級による指導における「特別の教育課程」を編成する際、どのような点に留意すればいいですか。

はじめに

【参考資料】

「特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引」
(県教育委員会 H22.2)

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある児童生徒を対象とする学級であるため、対象となる児童生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが適当でない場合があります。そのため、学校教育法施行規則において、特別の教育課程によることができると規定しています。

また、通級による指導を併用する児童生徒は、障害に応じた特別な指導を通常の学級の教育課程に加え、またその一部を替えて行うことになります。

ここでは、特別の教育課程の編成の際の留意点について説明します。

特別支援学級の教育課程

特別支援学級における特別の教育課程を編成する場合、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものでなければなりません。

なお、学級の実態や児童生徒の障害の種類や程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、実情に合った特別の教育課程を検討します。

【ポイント1】

以下の段階を経て、特別の教育課程を検討します。

- ① 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れる。
- ② 各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える。
- ③ 各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科や形態に替える。

例えば、知的障害を有しない自閉症や情緒障害などの児童生徒に対して、②は適用することができません。

また、②では十分対応できない知的障害を有する児童生徒に対しては、③の知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科や形態に替えることができます。

<知的障害を有する場合>

知的障害を有する児童生徒又は知的障害と他の障害を併せ有する児童生徒を教育する場合において特に必要があるときには、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができます。

【ポイント2】

知的障害特別支援学級においては、特に必要がある場合は、「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習（中学校）」を設定して、指導を行うことができます。

知的障害特別支援学級の教科別の指導では、児童生徒の自立を目指し、実際の・具体的な内容を取り上げます。右に、算数の指導の例を示します。

【ポイント3】

児童生徒の実際の生活と学習内容を関連付けると、児童生徒は主体的に学習に取り組む、理解を深めることができます。学んだことを実際の生活に生かすことも大切です。

算数「ボウリングの得点計算」

- 2年生、3年生、6年生が在籍する学級で、みんなでボウリングをし、10本のピンを倒します。
- 役割を決めて、ゲームを進めます。
2年生は、倒れたピンを数えます。 3年生は、黒板に書きます。 6年生は、スコア表に書きます。
- ゲームの結果発表では、2年生が自分の倒したピンの数を発表したり、3年生が3人で倒したピンの合計を発表したり、6年生が倒したピンの割合を分数で表したりして発表します。



「初めて特別支援学級を担任する先生のためのハンドブック」
(総合教育センター H26.3)

＜知的障害を有しない場合＞

知的障害を有しない場合は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立して社会参加する資質を養うため、自立活動の指導を適切に行うことが大切です。この場合、特設された自立活動の時間はもちろん、学校の教育活動全体を通じて行います。また、進路実現に必要な基礎学力を身に付けるための各教科等の指導を充実させることも大切です。

知的障害を有しない生徒は、知的障害特別支援学校高等部に志願することができません。なお、本県では、平成27年度県立特別支援学校高等部入学者選抜から、障害があることを証明する書類の提出が義務付けられました。

【ポイント4】

知的障害を有しない場合、児童生徒の障害の状態等に応じた**自立活動の指導及び各教科の指導の充実**を図ります。

＜交流及び共同学習＞



交流及び共同学習は、障害のある児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

交流及び共同学習を行う場合は、障害のある児童生徒にとって、負担のある学習になっていないか、授業に参加できる内容かどうかなどを考慮することが大切です。また、交流及び共同学習を行う通常の学級の児童生徒との関係や、雰囲気や環境づくりについても配慮が必要です。

【ポイント5】

交流及び共同学習の趣旨、当該児童生徒の交流及び共同学習の目標を、通常の学級の担任と事前に確認し合うことが大切です。

＜教科用図書＞

特別の教育課程を編成する特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く設置者の定めるところにより、以下の要領で他の適切な教科用図書を使用することができます。



「こくご☆☆☆」 「さんすう☆☆☆」 「おんがく☆☆☆」
文部科学省著作教科書

【ポイント6】

- ① 文部科学省検定済教科書の中から当該学年より**下学年のもの**を採択します。
- ② 文部科学省検定済教科書の中に適切なものがない場合には、**文部科学省著作教科書**の中から適切なものを採択します。
- ③ ①や②の中で適切なものがない場合は、検定済教科書及び著作教科書以外の**一般図書（特別支援学校・学級用）**を教科書として採択します。

通級による指導の教育課程

通級による指導においても、特別の教育課程を編成することが必要です。その場合は、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、障害に応じた特別の指導（自立活動、特に必要があるときは各教科の補充指導）を通常の学級の教育課程に加え、またその一部を替えて行います。各教科の補充指導については、特に必要があるときに、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行うことが認められています。

【ポイント7】

通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導（**自立活動に相当する内容の指導**）を行うことが原則です。

おわりに

特別の教育課程を編成する場合、学級の実態や生徒の障害の程度等をより丁寧に把握し、実情に合った教育課程を検討することが大切です。また、保護者等と合意形成を図りながら検討していくことも必要です。